



第2章

計画の基本的な考え方

1

基本的な視点

本計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

1

子どもの視点

※子どもの権利条約：

外務省訳では「児童の権利に関する条約」。18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年（平成元年）11月20日に国連総会で全会一致で採択。我が国は1990年（平成2年）9月21日に条約に署名、1994年（平成6年）4月22日に批准した。

わが国が平成6年に批准した「子どもの権利条約^{*}」では、締結国は子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子ども一人ひとりを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画では、次代を担う、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組みを進めます。

2

次世代を育成する 長期的な視点

子どもは次代を担うという認識の下に、中・長期的な視点に立って、子どもを健やかに育む環境づくりを進めていくことが必要です。

特に少子化問題は、その時々国民意識や社会背景・経済情勢によって、大きく影響されるものであり、また、次の世代へと順次引き継がれることによって改善される問題であるといえます。

本計画は、集中的・計画的な次世代育成支援対策を進めようとするものでありますが、次代を担う子どもの育成は、まさに“人づくり”であり、その成果は短期的に現れるものばかりではないことから、長期的な視点に立った取組みを進めます。

3

社会全体で 支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。すべての子どもが社会を構成する重要な一員として、心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が、様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力をもって子どもの健全育成にかかわっていく必要があります。

また、子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、“札幌らしさ”を生かした、質の高い、多様なサービスの提供が求められています。このような対応を確かなものにするためにも、社会全体で支援する視点に立った取組みを進めます。

2

基本理念

札幌市の次世代育成支援対策の目指す方向性として、次の基本理念を定めました。



子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

急速な少子化が進行する中で、家庭及び地域を取り巻く環境に変化が生じ、改めて地域の人と人とのふれあいを大切にすることが求められています。

明日を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つことは、将来の社会が発展するためにも欠かせないものであり、そのためにも子どもたちを社会全体で支えていくことが求められています。

札幌市では、地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちの成長していく輝きが、世代を越えたすべての市民を結び、未来を照らすまちを目指します。



3

基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

**1 健やかに生み育てる
環境づくり**

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、男女が共に子育てを担うことへの意識啓発や、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

さらに、現在の高い母子保健医療水準を維持するとともに、思春期保健対策や育児不安・育児困難に対する早期対応を充実させ、児童虐待の発生予防への取組みを推進します。

**2 子育て家庭を支援する
仕組みづくり**

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることにより、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりをより一層推進します。

さらに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや子育て家庭に関係する様々な地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めます。



3

豊かな子ども時代を 過ごすための社会づくり

札幌市では、「子どもの権利条約」にうたわれている「子どもの“最善の利益”を確保することが大人の義務である」をもとに、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現を目指します。

そのために「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けて、子どもの権利を守り育てるために何が 필요한のかを子どもを含めた市民と議論しながら取り組み、条例制定後も広く市民への子どもの権利に関する普及・啓発を進めます。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図るとともに、被害にあった子どもの保護や子どもに関する相談・支援を行う体制の充実に努めます。

4

次代を担う心身ともに たくましい人づくり

子どもが自己を確立し、調和のとれた人間として総合的に成長するため、幼児教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域が連携し本来持っている教育力の活性化を図ります。

家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実するとともに、子どもと共通の体験をし、豊かな時間を共有するためのふれあい体験などの取り組みを進めます。

学校においては、基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実に努め、生涯にわたって自己を向上させる意欲を育てていきます。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進します。

地域においては、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などを、地域の教育資源等を活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会を広げます。

また、これから親となる若い世代に対して、心身の健全な成長を支援する思春期保健対策の充実に努めます。

5

子どもと子育て家庭に やさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるためには、快適な居住空間や安心してのびのびと活動できる都市空間が必要となることから、子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。



4

計画の体系

基本理念
子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

基本目標

1 健やかに生み育てる環境づくり

2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策

- 1 安全な妊娠・出産への支援
- 2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
- 3 子どもと母親への健康支援
- 4 小児医療の充実

- 1 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開
 - ① 協働型で進める子育てサロン等の拡充【地域】
 - ② (仮称)区子育て支援センターを核とした支援事業の展開【区】
 - ③ 子育て支援総合センター等における多様な事業の展開【全市】

- 2 経済的な支援の取組み
- 3 家庭生活と職業生活の充実
- 4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実
 - ① 増大する保育ニーズへの対応
 - ② 多様な保育ニーズへの対応
 - ③ 保育サービスの質の向上
 - ④ 放課後における児童の健全な育成

- 5 特別な援助を要する家庭への支援
 - ① ひとり親家庭への支援
 - ② 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

- 1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成
- 2 子どもを見守る地域の連携
- 3 子どもに関する相談・支援体制の充実

- 1 多様な体験機会の拡大(体験を広げる)
- 2 自立を促す企画・参画型事業の充実(挑戦する)
- 3 思春期の心と身体の健康づくり
- 4 子どもの活動を支援する環境の整備
- 5 魅力ある学校教育の推進

- 1 快適な生活空間の整備
- 2 子どもの安心・安全の確保